

発達障害に関する相談窓口について

困ったことや気になることがあれば、発達障害者支援センターなどの専門機関やお近くの市町窓口などに相談することができます。



発達障害者支援センター

機関名	所在地	電話番号	FAX番号	機関名	所在地	電話番号	FAX番号
県発達障害支援センター	金沢市鞍月東2丁目6番地(県こころの健康センター内)	076-238-5557	076-254-5533	発達障害者支援センターパース	金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2階	076-257-5551	076-257-1916

市町窓口

小松市発達支援センターえぶりい	小松市向本折町へ14-4(すこやかセンター内) ※児童の相談など	0761-24-8434	0761-21-8066
小松市基幹相談支援センター	小松市小馬出町91番地(くらしあんしん相談センター内) ※者の相談など	0761-24-8162	0761-24-8192
加賀市地域包括支援センター(高齢者こころまじセンター)	加賀市大聖寺南町二41番地 ※者の相談など	0761-72-8186	0761-72-1665
加賀市子育て応援ステーション	加賀市大聖寺八間道65番地(かが交流プラザさくら内) ※児童の相談など	0761-72-2565	0761-72-5626
加賀市子ども育成相談センター	加賀市大聖寺八間道57番地 ※児童の相談など	0761-73-0229	0761-73-5083
能美市子ども相談ステーション	能美市寺井町ぬ48番地(能美市健康福祉センター2階) ※児童の相談など	0761-58-1420	0761-58-6897
能美市根上あんしん相談センター	能美市大浜町ノ35番地1(老人福祉センター-白寿会館1階) ※者の相談など	0761-55-5626	0761-55-5627
能美市寺井あんしん相談センター	能美市寺井町た8番地1(ふれあいプラザ2階) ※者の相談など	0761-58-6117	0761-58-6733
能美市辰口あんしん相談センター	能美市緑が丘11丁目49番地1(G-Hills内) ※者の相談など	0761-51-7771	0761-51-7783
川北町福祉課	川北町字ツツ屋196番地(川北町保健センター)	076-277-8388	076-277-8355

児童相談窓口

県中央児童相談所	金沢市本多町3丁目1番10号	076-223-9553	076-223-9556
県七尾児童相談所	七尾市古府町そ部8番1	0767-53-0811	0767-53-3669
金沢市児童相談所	金沢市富樫3丁目10番1号	076-243-4158	076-243-1123

教員総合研修センター・教育プラザ

県教員総合研修センター	金沢市高尾町ウ31番地1	076-298-1729(特別支援教育担当)	076-298-1499
金沢市教育プラザ	金沢市富樫3丁目10番1号	076-243-0874(おはなし電話)	076-243-1100

特別支援学校

県立盲学校	金沢市小立野5丁目3-1	076-262-9181	076-222-0214
県立ろう学校	金沢市窪6丁目218	076-242-6218	076-243-4806
県立明和特別支援学校	野々市市中林4丁目70番地	076-246-1133	076-294-2879
県立いしかわ特別支援学校	金沢市南森本町リ1番1	076-258-1715(地域支援室直通)	076-258-1715(地域支援室直通)
県立小松瀬嶺特別支援学校	小松市瀬嶺町丁138-1	0761-46-1324	0761-46-1403
県立錦城特別支援学校	加賀市豊町イ120-1	0761-73-3101	0761-72-8156
県立小松特別支援学校	小松市金平町丁76	0761-41-1215	0761-41-1105
県立七尾特別支援学校	七尾市下町二部54	0767-57-1244	0767-57-2967
県立七尾特別支援学校 輪島分校	輪島市門前町広岡5-3	0768-42-3121	0768-42-3122
県立七尾特別支援学校 珠洲分校	珠洲市宝立町鶴岡6-20	0768-84-2050	0768-84-2051
県立医王特別支援学校	金沢市岩出町ホ1	076-257-0572	076-257-2417
県立医王特別支援学校 小松みどり分校	小松市向本折町へ14-1	0761-24-0103	0761-24-5098
金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校	金沢市東兼六町2-10	076-263-5551	076-264-2275

金沢市福祉健康センター

金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3-4-25	076-234-5103	076-234-5104
金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉が丘1-2-22	076-242-1131	076-242-8037
金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1-12-12	076-251-0200	076-251-5704

県保健福祉センター

県南加賀保健福祉センター	小松市園町又48番地	0761-22-0796	0761-22-0805
県石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250	076-275-2257
県能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ノ27番9	0767-53-6894	0767-53-2484
県能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町島田102番4	0768-22-2012	0768-22-5550

※作成にあたっては発達障害情報・支援センター等のホームページを参照しています。
※相談窓口は、令和8年3月現在のものであり、今後掲載内容に変更が生じることもございます。最新の情報は、県ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/hattatsu.html>)

金沢市障害福祉課	金沢市広坂1-1-1	076-220-2289	076-232-0294
かほく市障害者基幹相談支援センターあおぞら	かほく市宇野気二71番地2(伊保保健福祉センター) ※者の相談など	076-283-8890	076-283-4097
かほく市子ども発達相談支援センター	かほく市宇野気二110番地1(伊保生涯学習センター) ※児童の相談など	076-283-4320	076-283-6652
白山市発達相談センター	白山市倉光八丁目16番地1	076-276-8819	076-276-6291
野々市市発達相談センター	野々市市本町3丁目2番22号	076-248-1333	076-294-3427
津幡町福祉課(地域包括支援センター)	津幡町字加賀爪二3番地	076-288-7952	076-288-5646
津幡町子育て支援課(子ども家庭センター)		076-288-6702	
内灘町福祉課	内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6703	076-286-6704

七尾市福祉課	七尾市御成町1番地(パトリア)3階	0767-53-8464	0767-53-5990
羽咋市健康福祉課	羽咋市旭町ア200	0767-22-3939	0767-22-3995
羽咋市子ども課		0767-22-6914	
志賀町健康福祉課	志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9131	0767-32-0288
志賀町子育て支援課		0767-32-9122	
宝達志水町健康福祉課	宝達志水町門前サ11番地(町民センターアステラス内)	0767-28-5506	0767-28-5569
宝達志水町子ども家庭センター		0767-23-4512	
中能登町長寿福祉課	中能登町能登部下91部23番地	0767-72-3135	0767-72-3794
中能登町健康保険課(子ども家庭センター)	中能登町役場行政サービス庁舎	0767-72-3932	

輪島市子育て健康課(子ども家庭センター)	輪島市河井町2部287番地1(輪島市ふれあい健康センター)	0768-23-0082	
珠洲市福祉課生活支援係	珠洲市上戸北方1字6番地02	0768-82-7748	0768-82-8138
珠洲市健康増進センター	珠洲市飯田町5部9番地	0768-82-7742	0768-82-8283
穴水町住民福祉課	穴水町字川島ラの174番地	0768-52-3650	0768-52-4002
穴水町子育て健康課	穴水町字川島タの38番地	0768-52-3589	0768-52-3320
能登町健康福祉課	能登町字出津ト字50番地1	0768-62-8514	0768-62-8506

発行 令和8年3月

石川県健康福祉部障害保健福祉課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL(076)225-1427 FAX(076)225-1429 E-mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

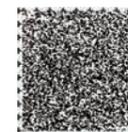


発達障害の理解のために



「音声コード (Uni-Voice)」をスマートフォン専用の無料アプリを利用して、パンフレットの内容を「テキスト表示」と「音声読み上げ」で確認することができます。

いしかわけん
石川県



発達障害の理解のために

「発達障害」は、身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障害でした。また、「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。従来はその支援体制が十分ではありませんでした。このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行となりました。(平成28年8月 改正法施行)

発達障害を理解する

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

※広汎性発達障害 (PDD) は自閉スペクトラム症 (ASD)、学習障害 (LD) は限局性学習症 (SLD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) は注意欠如・多動症 (ADHD) と表記される場合があります。

それぞれの障害の特性

知的な遅れを伴う
こともあります

- ・言葉の発達の遅れ
- ・コミュニケーションの障害
- ・対人関係・社会性の障害
- ・パターン化した行動、こだわり

自閉症
広汎性発達障害
(自閉スペクトラム症: ASD*)

- ・基本的に、言葉の発達の遅れはない
- ・コミュニケーションの障害
- ・対人関係・社会性の障害
- ・パターン化した行動、興味・関心のかたより
- ・不器用(言語発達に比べて)

注意欠陥多動性障害
ADHD

- ・不注意(集中できない)
- ・多動・多弁(じっとしてられない)
- ・衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害LD

- ・「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

*はDSM-5の診断名

1 様々な発達障害のタイプ

+ 自閉症

Aちゃんの例



(自閉スペクトラム症: ASD*)

急に予定が変わったり、初めての場所に行く不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高くなって突然大声を出してしまうことがあります。周りの人には、「どうしてそんなに不安になるのか分からないので、何をしたらよいか分からない」と言われてしまいます。

でも、よく慣れた場所では誰よりも一生懸命、活動に取り組むことができます。

(ここにあげたのは自閉症の人の特性の一例であり、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって自閉症と断定されるものではありません。)

+ アスペルガー症候群

Bくんの例



(自閉スペクトラム症: ASD*)

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にははっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人には、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、博士と言われるぐらい専門家顔負けの知識を持っていて、お友達に感心されます。

(ここにあげたのはアスペルガー症候群の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもってアスペルガー症候群と断定されるものではありません。)

*広汎性発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称で、下記の3つの特徴が認められます

- ①相互的な対人関係技能の障害
他人との関係を作ることが苦手です。相手との距離を認識できず、親しい人でも目を合わせなかったり、初対面の人になれなれしい態度をとってしまったりして、相手の人に驚かれることがあります。
- ②コミュニケーション能力の障害
他人に意志を伝えること・理解することが苦手です。やりとりが一方通行になったり、たとえ話(比喩)を理解できず、そのまま受け取ってしまったりして、困ってしまうことがあります。
- ③反復的で常同的な行動、興味、活動のパターン
変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場所、時間や道順を変更できないことや、ルール違反を極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱してしまって、パニックを起こしてしまうこともあります。

*はDSM-5の診断名

学習障害 LD

例 Cさんの例



会議で大事なことを忘れまいとメモをとるのだけれど、本当は書くことが苦手なので、書くことに集中しようと気を取られて、かえって会議の内容が分からなくなることがあります。後で会議の内容を周りの人に聞くので、頑張っているのに周りの人には、「もっと要領良く、メモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたり、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。

(ここにあげたのは学習障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけでも学習障害と断定されるものではありません。)

*学習障害(LD)は、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。その主な例が下記の3つです。

- ① 読字障害・特異的読字障害(音と文字の繋がりを理解することや文字の視覚認知に障害があり、読むのが極端に苦手です。)
- ② 書字表出障害・特異的綴字(書字)能力障害(読字障害と重なっていることが多いのですが、視覚認知に障害があり、書くことが極端に苦手です。)
- ③ 算数障害・特異的算数障害(数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため、計算を行ったりすること等が極端に苦手です。)

注意欠陥 多動性障害 ADHD

例 Dさんの例

(注意欠如・多動症: ADHD*)

大切な仕事の予定をよく忘れてたり、大切な書類を置き忘れてしまったり。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。

(ここにあげたのは注意欠陥多動性障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって注意欠陥多動性障害と断定されるものではありません。)

*注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする障害です。この3つの症状は通常7歳以前に現れます。

- ① 多動性(おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手であらうろしてしまったりすることがあります。)
 - ② 注意力散漫(うっかりして同じ間違いを繰り返してしてしまうことがあります。)
 - ③ 衝動性(約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいららしてしまうことがあります)
- 一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこうした症状が目立たなくなるともいわれています。

*はDSM-5の診断名

その他の発達障害

その他にも、トゥレット症候群のようにまばたき・顔しかめ・首振りのような運動性チック症状や、咳払い・鼻すすり・叫び声のような音声チックを主症状とするタイプのもも、発達障害の定義には含まれています。

2 様々なタイプを踏まえて

これらのタイプのうちどれにあたるのか、実際には障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

3 みなさんにわかってほしいこと

発達障害について、よくみられる誤解をまとめてみました。



1 診断名に対する誤解

軽度発達障害は、軽い障害である

知的障害を伴う自閉症は、発達障害には含まれない

広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害だけが発達障害だ

以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなってきました。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)

発達障害は、知的な遅れを伴う場合から知的な遅れのない人まで広い範囲を含んでいます。知的障害を伴っていても、自閉症としての理解に基づいた支援が必要である場合も多いことに留意すべきです。また、発達障害者支援法は、「その他の障害」について詳しく障害名をあげていませんが、「トゥレット症候群」といった障害も対象に含まれています。

2 障害の予後についての誤解

発達障害は能力が欠如しているから、ずっと発達しない

発達障害は一つの個性なので、配慮しないままでもそのうち何とかなる



発達障害は「先天的なハンディキャップなので、ずっと発達しない」のではなく、発達のしかたに生まれつき凸凹がある障害です。人間は、時代背景、その国の文化、社会状況、家庭環境、教育など、多様な外的要因に影響を受けながら、一生かけて発達していく生物であり、発達障害の人も同様であると考えていいでしょう。つまり、成長とともに改善されていく課題もあり、必ずしも不変的なハンディキャップとは言い切れないのです。もちろん個人差はありますが、「障害だから治らない」という先入観は、成長の可能性を狭めてしまいます。周囲が彼らの凸凹のある発達のしかたを理解しサポートすることにより、「ハンディキャップになるのを防ぐ可能性がある」という視点をもつことは重要です。

一方で、発達障害は一つの個性だから配慮は必要がないと考えるのも行き過ぎです。現在では、成人になった発達障害者が、小さい頃から配慮が受けられず困難な環境の中で苦労して成長してきたことを教えてくれる本なども出版されてきています。

3 支援方法についての誤解

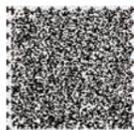
自主性尊重が大事で、大人があれこれ手を出すのは良くない

有名な訓練方法を取り入れれば、それだけで治る



発達障害の人の中には、本人任せにされるよりも、実は「きちんと教えて貰うこと」「きちんと止めて貰うこと」が必要な場合が多くあります。もちろん、一律的なやり方ではダメで、その人に合ったやり方を工夫しなければなりません。その反対に、良かれと思って一方的に有名な訓練方法を取り入れても、本人が何に困っているのかきちんと把握しないままでは、本人にとっては迷惑な話かもしれません。

支援者の中には「自分が培ってきたノウハウが、そのまま新しく支援対象として位置づけられた発達障害者の支援にも良いはずだ」という思いこみをもってしてしまうことがあります。しかし、ノウハウのどの部分が発達障害者に適切で、どの部分が不都合なのかあらためて点検する必要があります。



4 まちの中で見られる行動への誤解

キーキー声を出す子どもやパニックは迷惑だから、外出させない方がよい

発達障害のある子どもがパニックを起こしたら、大勢で協力して止めに行くのがよい

発達障害のある子どもも、家の中に閉じこもっているだけではなく、町の中で様々な行動のしかたやルールを学んでいきます。しかし、発達障害のある子どもが騒いだり、パニックを起こしたりしているときに「何で親は厳しく叱らないんだ」と周囲をイライラさせてしまう場合があるかもしれません。しかし、発達障害のある子どもの中には、少しの時間待ってあげる方が、無理に叱るよりもずっと早く混乱から抜け出すことができることもあります。

道路で寝ころんでしまったときなどは、移動させるのを手伝って貰うと家族は助かりますが、沢山の人が一斉に近づくことは逆に興奮させてしまうこともあります。上手に発達障害のある子どもの混乱に対応できなくても、「あれは発達障害のある子どものパニックだ。そのうち落ち着くだろう」と知識を持っていてくれるだけで、本人も家族もすいぶん楽になるのです。



相談について

「石川県発達障害支援センター」および「発達障害者支援センターパス」では、発達障害に関する専門相談を行っていますので、困ったことや気になることがありましたら、お気軽にご相談下さい。

また、障害者手帳をお持ちでない方でも、デイサービスやショートステイなどの障害福祉サービスを利用できる場合があります。詳しくはお住まいの市町にある福祉課等の窓口にご相談下さい。

発達障害者支援センターについて
発達障害者の日常生活（行動やコミュニケーション等）について相談支援や発達支援、就労支援（必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携）、普及啓発及び研修を行っています。

また、障害の特性とライフステージにあわせた支援を提供するために、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関と連携を図ります。

